

「歯科診療における新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や 情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」

原則として処方を行う場合が対象となります。

処方を行う場合（コロナ特例）

1. 初診からの電話や情報通信機器を用いた診療及び処方を行う場合
歯科訪問診療 3 185 点（初診料として） + 処方料等※1
 2. 再診として電話や情報通信機器を用いた診療及び処方を行う場合
再診料 + 管理料 55 点（医管 45 点+P 画像 10 点）※2 + 処方料等※1
1. 2. 共に、摘要欄には「コロナ特例」と記載する。

※1 処方箋料、または処方料+調剤料+薬情+薬剤料

※2 歯管または特疾管を算定していた患者に、当該計画書に基づく管理等を行う場合に算定する。（医管の施設基準、写真撮影の有無にかかわらず算定可。）

処方の取り扱いについて

- ・患者の同意を得て、医療機関から患者が希望する薬局にファクシミリ等により処方箋情報を送付する。その際、診療録に送付先の薬局を記載する。また、医療機関は、処方箋原本を保管し、処方箋情報を送付した薬局に当該処方箋原本を送付する。
- ・患者が、薬局において電話や情報通信機器による情報の提供及び指導を希望する場合は、処方箋の備考欄に「0410 対応」と記載する。（4月10日事務連絡）
- ・院内処方を行う場合は、患者と相談の上、医療機関から直接配送等により患者へ薬剤を渡すこととして差し支えない。その場合、確実に患者に配送されたことを電話等により確認する。（配送料金は患者負担）

報告について

HP で公表予定のため、東京都福祉保健局へ調査票を提出してください。

東京都福祉保健局「オンライン歯科診療等」サイトにて、ご確認をお願いします。

https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryu/iryu_hoken/online-shika.html

- ・コロナ特例のオンライン診療を行う場合 都様式別紙 1
- ・コロナ特例のオンライン診療を行った場合 都様式別紙 2

（都様式別紙 2 は翌月の第 2 週の金曜日までに提出）

施設基準（算定要件）ではありませんので、厚生局に届出をする必要はありません。

処方を行わない場合（従来通り）

3. 初診の場合、算定項目ありません。
4. 再診の場合、従来の電話等再診と同じ扱いとなります。